

総務企画委員会会議記録

総務企画委員長 木付 親次

1 日 時

令和2年3月4日（水） 午前10時42分から
午前11時59分まで

2 場 所

第4委員会室

3 出席した委員の氏名

木付親次、衛藤博昭、今吉次郎、麻生栄作、尾島保彦、平岩純子、荒金信生

4 欠席した委員の氏名

なし

5 出席した委員外議員の氏名

なし

6 出席した執行部関係者の職・氏名

総務部長 和田雅晴、企画振興部長 中島英司、
会計管理者兼会計管理局長 山本修司、議会事務局長 高屋博、
人事委員会事務局長 藤原隆司、監査事務局長 小野賢治 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第46号議案のうち本委員会関係部分、第47号議案及び第57号議案については、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
- (2) 監査基準の制定について、監査事務局の名称変更について及び新型コロナウイルス感染症への対応について、執行部から報告を受けた。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課委員会班 課長補佐（総括） 富高德己
政策調査課調査広報班 主査 後藤仁美

総務企画委員会次第

日時：令和2年3月4日（水）本会議終了後

場所：第4委員会室

1 開 会

2 会計管理局、議会事務局、人事委員会事務局及び監査事務局関係

(1) 付託案件の審査

第 46号議案 令和元年度大分県一般会計補正予算（第4号）
（本委員会関係部分）

第 57号議案 令和元年度大分県用品調達特別会計補正予算（第1号）

(2) 諸般の報告

①監査基準の制定について

②監査事務局の名称変更について

(3) その他

3 総務部関係

(1) 付託案件の審査

第 46号議案 令和元年度大分県一般会計補正予算（第4号）
（本委員会関係部分）

第 47号議案 令和元年度大分県公債管理特別会計補正予算（第1号）

(2) 諸般の報告

①新型コロナウイルス感染症への対応について

(3) その他

4 企画振興部関係

(1) 付託案件の審査

第 46号議案 令和元年度大分県一般会計補正予算（第4号）
（本委員会関係部分）

(2) その他

5 協議事項

(1) その他

6 閉 会

会議の概要及び結果

木付委員長 ただいまから、総務企画委員会を開きます。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けた議案3件です。

この際、案件全部を一括議題とし、これより各局関係の審査に入ります。

まず第46号議案令和元年度大分県一般会計補正予算（第4号）のうち、各局関係部分について、会計管理局から順次説明願います。

山本会計管理局長 令和元年度大分県一般会計補正予算（第4号）のうち、会計管理局関係について御説明します。

総務企画委員会資料の1ページをお開きください。

総括表の右から2列目、補正予算案（B）を御覧ください。下から3段目の事業費が76万9千円の増、その下の人件費が1,806万2千円の減で、一番下の段にあるとおり合計1,729万3千円の減額をお願いするものです。

次に、事業費のうち主なものについて御説明します。お手元の令和元年度補正予算に関する説明書の114ページをお開き願います。

中ほどの第6目会計管理費ですが、事業名欄一番上の会計課の会計管理費1,076万5千円の増額です。これは令和2年度から会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、地方自治法施行規則の改正により、歳出節の第7節賃金が削除されることになったことから、これに対応するため財務会計システムの改修を行うものです。

次の115ページを御覧ください。第7目財産管理費ですが、事業名欄一番上の用度管財課の県庁舎管理費1,480万2千円の減額です。これは清掃委託料や光熱水費などの庁舎管理費が、入札減等により見込みを下回ったものです。

次に、債務負担行為の追加について御説明します。307ページをお開きください。

表の一番上の用度管財課の大手町駐車場管理

費81万5千円の限度額設定です。これは令和2年4月末で廃止予定の大手町駐車場料金徴収業務について、4月分の業務委託を年度開始の4月1日午前7時から行うことができるよう、3月中に契約することによるものです。

高屋議会事務局長 議会事務局関係について御説明します。

同じく補正予算説明書の109ページをお開き願います。

第1款第1項議会費の補正額は、右肩にあるように3,485万7千円の減額です。

費目別は、表の一番左の目欄を御覧ください。第1目議会費は、表の左から3列目の補正予算額欄にあるように3,251万7千円の減額です。

主なものについて説明します。

中ほどの事業名欄の一番上、議員報酬手当等の815万5千円の減額は、改選に伴う初当選議員の6月期末手当の支給割合が低いことによるものです。

その下の議会運営費2,337万8千円の減額は、本会議への出席や委員会活動、海外調査研究などに要する旅費が見込みを下回ったことなどによるものです。

続いて、第2目事務局費ですが、補正予算額欄にあるように234万円の減額です。これは職員の給与実績が見込みを下回ったことや、本会議・委員会の会議録委託料等の実績が見込みを下回ったことなどによるものです。

藤原人事委員会事務局長 人事委員会関係について御説明します。

令和元年度補正予算に関する説明書の137ページを御覧ください。

人事委員会費の補正予算額は、欄外の右上に記載しているとおり22万6千円の減額となっています。

この減額は事務局費に係るもので、その内訳としては、給与費が133万8千円の減額、事

務局運営費が26万3千円の減額、任用関係事業費が137万5千円の増額となっています。

任用関係事業費の増額の主なものは、試験区分の増加に伴う試験問題作成委託料の増加です。

小野監査事務局長 監査事務局関係の補正予算について説明します。

令和元年度補正予算に関する説明書の138ページをお開き願います。

監査事務局関係の補正予算は、右肩にあるように468万8千円の減額となっています。

まず、第1目委員費ですが86万1千円の減額です。その内訳は、期末手当の改正等に伴う常勤監査委員の給与費の増額5万2千円と、議選監査委員の改選に伴う委員報酬の減額13万6千円及び監査経費の旅費の減額77万7千円です。

次に、第2目事務局費ですが382万7千円の減額です。その内訳は事務局職員の給与費の減額329万4千円と、事務局運営費の減額53万3千円です。

給与費の減額については、職員手当の実績が見込みを下回ったことによるものです。事務局運営費の減額については、旅費等の減額によるものです。

木付委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

尾島委員 さきほど115ページについて、県庁舎管理費が入札残で1,400万円ほど減額と。かなり大きな金額なんですけれど、入札の件数と、これまでの実績比較が分かれば教えてくださいなと思います。

中村用度管財課長 ここに載っている金額は入札して減額となった金額なんですけれども、昨年度入札した金額との比較ではありません。と言うのが、長期契約を結び3年契約になっているので、単年度での比較が難しくなっています。地区としては15地区です。

尾島委員 債務負担行為で3年でしたかね。

中村用度管財課長 そうです。

尾島委員 こんなに残価が出ないんじゃないですか。

中村用度管財課長 この入札については、前回の落札額に基づいて予算を作っています。ただ、設計額は、通常、落札額よりも上になるので、そのために余裕財源を用度管財課で持っています。それが1千万円あります。入札のたびに、その1千万円があるので、その余裕財源が大体余って行って、1千万円ぐらい余るという形になっています。

木付委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

木付委員長 ほかに御質疑もないので、これで質疑を終わります。

なお、この第46号議案の採決は、本日最後の部局審査の際に、一括して行います。

次に、第57号議案令和元年度大分県用品調達特別会計補正予算（第1号）について、執行部の説明を求めます。

山本会計管理局长 令和元年度大分県用品調達特別会計補正予算（第1号）について御説明します。

令和元年度補正予算に関する説明書の377ページをお開き願います。

用品調達特別会計は、県の機関で使用する消耗品や備品の調達事務を一元的に行うために設けているものです。

補正予算額は、歳入、歳出とも3,148万9千円の増額です。これは備品等を購入する経費について、関係課からの要求が当初の見込みを上回ったことなどによるものです。

木付委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

麻生委員 中小企業からの調達率の目標がありましたよね。目標と実際の率の説明をお願いします。

中村用度管財課長 確か85%という目標があります。用度管財課の調達率なんですけれども、30年度は89.7%、県内の中小企業については79.7%で、かなり大きな率で調達していると考えています。

平岩委員 教えていただきたいんですけど、例えばトイレに行ったらトイレトペーパーがあ

りますよね。あれは全部、委託業者の調達になるんですか。

中村用度管財課長 トイレ清掃業者が買っています。

平岩委員 トイレに行くと、トイレットペーパーを持っていかないでくださいというコメントがあって、そういう方もいるんだと思って。今またトイレットペーパーがないというときに、こういうことが起こらないといいなと、何か気にしながら利用しています。

木付委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

木付委員長 ほかに御質疑もないので、これより採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

木付委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で付託案件の審査を終わります。

次に、執行部から報告の申出がありますので、これを許します。①と②について、あわせて説明をお願いします。

小野監査事務局長 このたび制定した大分県監査委員監査基準と名称変更について御説明します。お手元の資料、大分県監査委員監査基準の制定についてを御覧ください。

監査基準とは監査の基本原則を定めたもので、今までは各自治体が独自に制定し、本県も大分県監査基準として制定していましたが、令和2年4月施行の地方自治法の一部改正で、監査基準の欄にあるとおり、法令の規定により行うこととされている監査、検査、審査その他の行為の適切かつ有効な実施を図るための基準として規定されました。

制定理由を御覧ください。地方自治法一部改正の具体的内容としては、監査委員は監査基準に従い、常に公正不偏の態度を保持して監査等を行わなければならないこと、監査基準は監査委員が定め、定めたときは知事、議長等に通知し、公表しなければならないことなどです。

また、監査委員は今までの意見に加え、勧告

もできるようにになりました。このため、監査委員の権限等を明確にするため、令和2年度から監査事務局の名称を監査委員事務局と変更し、監査基準も監査委員監査基準とします。

続いて、監査基準のポイントを御覧ください。

まず総則等では、監査委員が法令の規定により行う監査等の適切かつ有効な実施を図るために必要な事項や、監査委員・事務局職員の服務等を規定しています。

次に、実施基準では適用する監査等の種類、監査等年間計画の策定、内部統制を踏まえた監査等の実施などを規定しています。

最後に報告・公表ですが、監査、検査、審査の別に記載事項や報告先、提出先等を規定しています。

木付委員長 以上で説明は終わりました。

何か質疑はありませんか。

麻生委員 今までは注意と指摘かな。それが勧告ということで、その辺は何か変わるんですか。

小野監査事務局長 今まで監査結果について、指摘、注意、指導改善、検討とかがありました。これはこれで、それぞれの所属に出しています。また意見については、それぞれ行った監査について議長や知事などに出すときに、監査委員としてはこういう意見ですと付けていたんです。前は意見止まりだったのが、改善を求めるところまで強く意見を述べると言いますか、それぞれに提出するときに改善を求めるという勧告を付けるということで、監査委員の権限と同時に責務を規定しています。

麻生委員 要は注意と指摘、その基準は従来どおりということでもいいですか。

小野監査事務局長 そうです。

麻生委員 はい、分かりました。

木付委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

木付委員長 ほかに御質疑もないので、これで諸般の報告を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

木付委員長 別にないようですので、これで各局関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

〔各局退室、総務部入室〕

木付委員長 これより、総務部関係の審査に入ります。

まず第46号議案令和元年度大分県一般会計補正予算（第4号）のうち、総務部関係部分について、執行部の説明を求めます。

和田総務部長 初めに私から一言挨拶と、本日審査をお願いしている案件の概要について御説明します。

昨日、県内で初めて新型コロナウイルス感染症の患者が確認されました。県では、早速対策本部会議を開催し、患者の状況、発生までの経緯などを共有するとともに、現場の対応にあたる大分市とも緊密に連絡を取って初動対応について確認したところです。

今後とも、速やかに正確な情報を提供するとともに、感染拡大の防止に全力をあげて取り組んでいきます。感染拡大防止に向けた総務部の取組については、後ほど、人事課長から説明します。

本日の委員会では、付託案件の2件、いずれも補正予算関係議案について審査をお願いします。

令和元年度大分県一般会計補正予算については、国の補正予算を積極的に受け入れ、自然災害への対策や経済の下振れリスク等への対応、県民の安全・安心の確保を図るとともに、年度末における予算の整理として事業執行に応じた所要の補正を行うものです。

各案件については、財政課長から詳細を説明しますので、よろしくをお願いします。

佐藤財政課長 それでは、第46号議案令和元年度大分県一般会計補正予算（第4号）のうち、歳入全般と総務部関係の歳出について御説明します。

お手元の総務企画委員会説明資料の1ページをお開き願います。

資料冒頭にあるように、2月補正予算案では国の補正予算を積極的に受け入れ、自然災害へ

の対策や経済の下振れリスク等への対応、県民の安全・安心の確保を図ります。あわせて、事業執行に応じた所要の補正を行います。

まず、歳入全般について御説明します。お手元の議案書の1ページをお開きください。

第1条にあるように、今回の補正額は398億7,501万円の減額であり、既決予算額からこれを差し引いた累計は6,101億2,888万9千円となります。

その主な内容について説明します。2ページをお開き願います。

表の一番上、第1款県税についてですが、右から2列目の補正額欄にあるとおり、32億円の減額となります。これは米中貿易摩擦の長期化等の影響に伴う株式等譲渡所得割額の減等により、第1項県民税が9億1,167万4千円減少したことや、石油製品の需要減少に伴う原油の輸入減及び原子力発電所再稼働に伴うLNG火力発電用燃料の輸入減により、第3項地方消費税が22億8,215万2千円減少したことなどによるものです。

次の3ページ、中ほどの第2款地方消費税清算金46億7,003万1千円の減は、全国ベースの地方消費税が当初予算時より減収となる見込みで、それに伴い他の都道府県から入ってくる清算分が減額となるものです。

その下の第3款地方譲与税8億3,136万6千円の減は、地方法人特別譲与税の国からの払込額の減によるものです。

次に、4ページをお開きください。第5款地方交付税については15億1,138万8千円の増となっています。これは普通交付税の算定において、臨時財政対策債の配分が13億8,300万円の減少となり、それが交付税に振り替えられたことや、基準財政収入額のうち、県税の算定額が見込みを下回ったことなどによるものです。

一番下の第9款国庫支出金については90億591万8千円の減となっています。これは国の補正予算を積極的に受け入れる一方で、大きな災害が発生しなかったことにより、災害復旧費国庫補助金が減となったことなどによるもの

です。

5ページを御覧ください。下から2行目、第12款繰入金は75億6,896万円の減となっています。これは執行段階での節約や、人件費や公債費など義務的経費の減等により、7月補正後予算で予定していた財政調整用基金の取崩し94億円のうち50億円を取りやめることなどによるものです。

6ページをお開きください。第14款諸収入は185億5,858万1千円の減となっています。これは中小企業県制度資金における融資実績が見込みを下回ったことによる県からの預託金約143億円の減が主な要因です。

その下の第15款県債については、災害関連等が減少する一方、国の補正予算の積極的な受入れに伴い約58億円追加発行することから、19億6,200万円の増となります。

今回の2月補正を加味した基金及び県債の残高ですが、総務企画委員会説明資料の1ページにお戻りください。

財政調整用基金残高は、下から3行目の財政調整用基金繰戻しの右側に記載しているとおり、元年度末の残高は340億円を見込んでいます。

また、県債残高については、その下のとおり元年度末で総額1兆427億円となる見込みです。

以上が歳入全般についてですが、引き続き総務部関係の歳出について御説明します。総務企画委員会説明資料の4ページを御覧ください。

令和元年度2月補正予算案（第4号）総務部歳出予算総括表（一般会計）の一番下の合計欄の右から2列目にあるとおり、今回の補正額は50億6,755万5千円の減額です。これに既決予算を加えた累計額は、右の累計欄にあるとおり1,527億9,932万3千円となります。これは税収見合い交付金等の減などによるものです。

次に、繰越明許費について御説明します。議案書の20ページをお開きください。

一番上の第8款土木費第1項土木管理費の県有建築物保全事業費8億6,582万3千円です。これは県庁新館の空調機器の納期が当初の

計画より長期となったことなどにより年度内の工期確保が困難となったため、繰越しをお願いするものです。

次に、債務負担行為補正について御説明します。議案書の31ページをお開きください。

(1) 追加について、2県有財産総合経営推進事業5,202万4千円です。

この事業では、未利用財産の利活用のため、大型建物を伴う未利用財産を市町村に譲渡する場合に建物の改修費を補助することとしています。今回、旧野津高校を白杵市へ譲渡するにあたり、市が令和2年度から3年度にかけて実施する改修費用を補助するため、債務負担行為を設定するものです。

次に、33ページをお開きください。(2) 変更の1自動車税納税通知書作成等業務委託料は、令和2年度の自動車税納税通知書作成のため、令和元年度中に入札したのですが、契約額が確定したことから債務負担行為の変更をお願いするものです。

次に、令和元年度補正予算に関する説明書で主な事業を御説明します。

126ページをお開きください。第2款第3項第2目賦課徴収費についてです。

事業名欄の一番上、県税事務運営費は1億1,856万8千円の増額です。これは法人二税等の償還金及び還付加算金が見込みを上回ったことなどによるものです。

次に、129ページをお開きください。第2款第5項選挙費についてです。

表の右肩にあるように、総額で2億2,372万7千円の減額です。これは主に統一地方選挙及び参議院議員選挙に係る執行経費が見込みを下回ったためです。

次に、287ページをお開きください。第12款第1項公債費についてです。

表の右肩の2行目にあるように、12億8,332万2千円の減額です。これは大分県公債管理特別会計に関連しているので、詳細については次の第47号議案令和元年度大分県公債管理特別会計補正予算（第1号）の際に説明します。

次に、289ページをお開きください。第13款第1項第1目積立金についてです。

一番下の県有施設整備等基金積立金7億358万2千円の増額は、今後の県有施設の計画的保全等に備えるものなどです。

次に、290ページをお開きください。このページの第2項地方消費税清算金から297ページの第9項環境性能割交付金までについては、税収の増減に応じ、所要の補正を行うものです。

木付委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

木付委員長 別に御質疑もないので、これで質疑を終わります。

なお、採決は本日最後の部局審査の際に、一括して行います。

次に、第47号議案令和元年度大分県公債管理特別会計補正予算（第1号）について、執行部の説明を求めます。

佐藤財政課長 第47号議案令和元年度大分県公債管理特別会計補正予算（第1号）について御説明します。

お手元の令和元年度補正予算に関する説明書の319ページをお開き願います。

今回の補正予算額は、総括表の左から3列目にあるように12億4,802万3千円の減で、既決予算額からこれを減じた累計は1,298億3,198万2千円となります。

その内容ですが、321ページをお開きください。表の上から3行目の第1目元金ですが、補正予算額は2億2,215万4千円の増となっています。これは発行時期を見直した影響などによるものです。

その下の第2目利子ですが、補正予算額は13億9,879万5千円の減となっています。これは今年度新たに発行した県債の借入利率が想定を下回ったことなどによるものです。

最後に、その下の第3目公債諸費については、県債の借換えにあたり証券発行方式で行う場合に必要になる経費ですが、手数料率が想定を下回ったことなどにより7,138万2千円の減

となったものです。

木付委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

木付委員長 別に御質疑もないので、これより採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

木付委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で付託案件の審査を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

後藤人事課長 新型コロナウイルス感染症対策のうち、総務部関係について説明します。

総務部では県職員向けの対応として、まず感染予防等の対応について、国内での感染が確認された1月以降、随時庁内イントラネット掲示板等を通じ、手洗いの徹底等の感染予防の留意事項を周知してきました。

県が対策本部を立ち上げた2月25日には、感染した場合に重症化しやすい職員を対象とした在宅勤務、通勤時間帯の感染拡大防止のための公共交通機関利用者を対象とした時差通勤について、各所属長あて通知を发出了しました。

さらに、2月27日の国の小中学校等の臨時休校要請を受け、翌28日に業務への影響を調べるため全職員の勤務可能状況等を調査するとともに、在宅勤務、時差通勤の制度拡充を行う旨の通知を發出しています。あわせて、37.5度以上の発熱や風邪症状がある場合は出勤しないこと等健康管理の徹底について、各所属長あて通知を發出したところです。

また、3月1日の総務省通知を受け、2日以降、臨時休校に伴う子の世話や親族に発熱等の風邪症状が見られる等のため、出勤することが著しく困難と認められる場合には、臨時、非常勤職員を含め有給の特別休暇を認めることとしています。

木付委員長 以上で説明は終わりました。

何か質疑はありませんか。

衛藤副委員長 新型コロナの関係で4点ほど。

1点目は、これから新年度予算の審議に入ってくると思うんですけども、今回の新型コロナウイルスに対する対策費用が十分に織り込まれていない中での審議になってくると思います。次が6月議会になるんですけど、この4月から5月の間に経済的にかなり厳しい状況になってくる事業者を含めて、緊急の対策が必要になる可能性は非常に高いと思っています。その場合、どういう形で対応していくのか。支出を伴う追加の予算、事業についてはどういう形で対応していく予定なのかがまず1点目。

2点目は、振興局が中心になると思うんですけど、それ以外の部署も関係するんですが、イベントが今、おおむね中止になってきています。地域の行事とかお祭りについては、県の補助を受けている事業、行事が結構あります。中止するのはいいんですが、それまでにかかった経費は必ず発生しているのだから、そこに対する補填はきちんとケアするべきだと思います。こういう状況ですから、開催者の責任ではなく不可抗力で中止になっているわけですから、そこはやっていくべきだと思います。振興局以外にも各部門が主催する行事等があると思います。イベント関係の業者などたくさんあると思うんですけども、そういったキャンセルフィーは今どうなっているのか。

3点目が、県営施設は利用制限や閉鎖はしないということなんですけれども、厚生労働省からジムとかビュッフェで感染が広がっているケースがかなりあると。そういった中で、県有施設もジムを持っているところがありますよね。例えば武道スポーツセンターとか大洲の県立総合体育館とか、そういったところの閉鎖、休止等は検討すべきだと私は思います。特にジムは国から要請があるという意味では、休止も検討すべきだと思うんですけど、その辺、どうお考えなんでしょうか。

4点目が、昨日ちょうど発症者が出たんですけども、市と県がばらばらに会見をしていました。そういった中で、例えば感染された方に対する聞き取りはどういう形なのか。県と市が

ばらばらに行ったら、二重の質問等が行われる懸念もあるんですけども、これからほかの市町村でも発生してきた場合、どういう形で県と市が協調、連携をしていくのか。そういった体制がどうなっているのか。

以上の4点について教えていただけませんかでしょうか。

佐藤財政課長 まず、予算の関係ですが、新年度予算の中で昨年度からの災害パッケージの中で、自然災害じゃなくてこういった災害についても適用できるのかなというのが一部入っています。例えば小規模事業者の持続化の関係の補助金で1億6千万円ほど持っているんですけども、それは有事のときには適用できるのかなと思っています。ただ、それ以外で、当初予算の中で対応できないような部分が出てくれば、その部分については、しかるべき形で何らかの補正を組むことになると思います。ただ、それがこういった形になるのか、専決とするのか、議会をまた招集するのかというのは、そのときの事情によると思いますけれども、必要な経費については即座に補正を組んで、出金できるような困らない形で対応したいと考えています。

それから、イベント関係の中止の場合です。現状で使用料等を事前に納めた方に対しては、当然還付するということですが、そういった経費が事前にかかった分で、今回の新型コロナの関係で中止等が余儀なくされた分については、いろんな事情をまずお聞きした上で、前向きな形での柔軟な対応をしたいと思っています。ただ、最終的な決定は全体を見てからになると思いますけれども、できる限りそこは、柔軟で前向きな対応を考えています。

中村行政企画課長 施設の休館の関係ですけども、御指摘いただいた武道スポーツセンター及び県立総合体育館については、休館している11施設の中に含まれています。

和田総務部長 最後の市と県の会見の件です。大分市は保健所があることもあって、ちょっと特殊な対応になっている面もあると思いますが、恐らくほかの県内の市町村で発生した場合は、基本的には県の保健所が一義的に前面に出てい

くので、その辺りの違いは若干あるのかなと思います。いずれにしても、市と連携を取ることは非常に大事なことで、それは福祉保健部もその意識を持って対応しています。

補正予算については、国も相当、景気が落ち込んでいるということで、補正の検討をしているという話もあるので、そういったものを踏まえた上で、県の対応についても考えていきたいと思っています。

衛藤副委員長 イベント中止の場合の話なんですけど、個別対応で、これからという話なんですけど、もう中止が発生しているんですよね。既に2月からかなりの数の中止が発生している中で、多分、経費の精算がもう出始めてきている頃だと思います。そういうタイムラインでやらないと、これから検討だと遅いし、個別に一個一個見ていたら、かなり時間を要するんで、まずは大きな対応方針を示していただかないと、時間軸が合わないのかなと感じています。その点は、まずは大方針を出していただく。個別支援で一個一個やるんじゃなくて、大方針を出した上で、個別にその方針にのっっているかどうかを見ていただく形でやらないと、実際に行事等を主催している各地の商工関係団体とか地域の皆さんは専門でやっているわけじゃないので、困ってくる部分もあります。その点はぜひ御配慮いただければと、改めて要望します。

市との連携体制なんですけど、昨日の両会見は、県の方が店名を出し渋って、市はあっさり言う。かなりちぐはぐな部分が見られた印象を受けています。個人的な意見になるんですけども、公表はある程度仕方がないと思います。その後の感染を防ぐという意味で仕方ないと思うんですけども、きちんと公表したところについては風評被害がかなり発生するのは間違いないので、その後の経済的補償はしっかり行政としても責任を持つので、その上で公表させてくださいという形で対応していく。その場合はかなりの補正だとか、追加の経済的な手当など県でもその予算組みが必要になると思います。その辺はどうお考えでしょうか。

和田総務部長 公表については、県も公表しよ

うとは思っていましたが、相手をちゃんと言わなければいけないということで若干のタイムラグがあったのが1点あります。その上で、イベントの損害にしても、今回の風評被害にしても、これは当然、大分県のみならず全国的にも正に生じている問題です。我々としても国にもこの点、どうなるんだと、いろんなチャンネルを通じて聞いているところです。そういった国の最終的な方針も見ながら、スピード感を持って対応していきたいと思っています。

麻生委員 コロナウイルスの対策本部について、どこがリーダーシップを発揮して各部局間の調整をするのか。これは大事だと思うんですが、組織図を見たんだけど、事務局はどこに置いているのかというのが1点。

当然、感染経路が不明というのが一番不安をあおるし、そこを徹底的に情報開示していく必要があるんだろうと思うんです。昨日の記者会見でも、知事に細かい情報が行ってなくて、答えられないことが余りにも多すぎたと感じました。検査を受ける段階で、ヒアリングシートのフォーマットがどうなっているのか。かかりつけ医とか電話対応の相談窓口もあるでしょう。例えば昨日の検査の段階でも、何か不安だから検査してくれということで、国の基準にはないけれどもこういった可能性があるとか、いろいろ項目があると思うんですね。だから、そういったヒアリングシートのフォーマットもしっかりしたものを作って、例えば雇用主の連絡先を検査段階で確認しておけば、陽性確定が出た時点ですぐ連絡を取って、ばんばんばんとできる。これまで3回か4回対策本部会議をやっていたと思うんだけど、それができてなかったという事実が判明したんで、ちょっと私はショックだったんです。その辺をしっかりと、もう一回確認して、ヒアリングシートのフォーマットをどこまで工夫できるか。昨日、弁護士会の会長にも聞いたんだけど、昨日発表したことはもう事実だから全く問題ないとか、法的な問題もいろいろあると思うんです。そういったものは大分県独自でしっかりやってください。

今回、例えば北海道の雪まつりとか、福岡の

WANIMAのコンサートとか、大阪のライブハウスとか、発生源あるいはクラスターに発展しているような場所は、もう公表されているでしょう。人事課でそういったところに行っている県庁職員がいないのか確認しているのか。日本全国、あるいは県外出張とかそういったことも含めてチェックしているのかどうか、そこについても教えてください。

いずれにしても、感染経路不明が出ないことが一つのポイントだろうし、抑え込みにも重要になってこようかと思えます。もう既に昨日の方の濃厚接触者、同居の方とか、行き先とかもある程度分かっているけれども、そういったものを徹底的に潰して行って、協力を求めるしかないと思えます。そういった部分について、どういう情報発信をしていくかがポイントになるかと思うので、そこを工夫していただければと思います。

議会としては、対策本部の委員として高屋事務局長が出るようになっていて、高屋事務局長に意見集約をして対応を求めるようにしています。しっかり重く受け止めて対処していただきますようお願いいたします。答えられることがありましたら。

和田総務部長 対策本部については、福祉保健部が所管しているので、担当課という意味で言うと、健康づくり支援課を中心として運用しています。

それから、ヒアリングシートについては福祉保健部に伝えたいと思えますけれども、昨日の記者会見で言うと、店とか全部、知事も含めて我々も承知していましたけれども、相手がいきなり報道で知るのはいけませんので、しっかり連絡を取った上でやろうとしていたので、それで知事は答えなくてタイム差があったということだと思っています。いずれにしてもヒアリングシート等、できるだけ事前の段階で確認する必要性について、議会から質疑があったことについては、福祉保健部にもしっかりお伝えをしたいと思っています。

後藤人事課長 全国各地で発生源がという報道がありますけれども、現時点で職員がそこに行

ったかどうかについての調査は行っていません。今後どうするかは検討したいと思います。

麻生委員 対策本部の事務局ですが、今、健康づくり支援課は大変だと思うんですね。むしろ健康づくり支援課がフルに対処できるように、事務局をどこに置くかが非常に重要だと思うんですね。私は知事室に置いているのかなと思ったんですけど、そのことも含めて、横の連携、情報共有、課題認識はとても大事だと思います。核となる事務局をどこに置くか、再度検討いただければと思います。

なお、マスクとか手洗い、うがいといったことばかり言われているんですけど、45歳より上の感染専門のドクターと若いドクターでは教えられ方が違っていたらしくて、自己免疫力をどれだけ上げるかの方が重要視されているとか、いろいろあるみたいなんです。自己免疫力を上げるためには、よくかんで、バランスのいい食事をして、適度な運動をして、睡眠を十分取るとかをもっとPRした方がいいという意見もあります。そういった発信の仕方も含めて、ぜひ研究していただくことを要望しておきます。

平岩委員 この取組が出されたのが2月25日で、3月3日に患者が出たので、県立学校でまだ卒業式をやっていないところがいくつかあったんです。すぐ県教委から中止しなさいというお知らせが来たと聞いたので、あとは入学試験が心配だなと正直思っています。

一つ教えていただきたいんですけど、学校が休校になって、全職員に勤務が可能か調査したと聞いたんですけど、どのくらいの方から大変厳しい状況だというお伝えがあったのか教えてください。

後藤人事課長 全職員に調査をして、ほぼ出勤できる方が95%ぐらいです。3,500人から600人という感じですね。週に2日か3日、半分ぐらいしか出られませんという方が113人です。ほとんど出られませんという方が100人いましたが、その方の内訳を見てみると、既に産休や育休を取っている方とか、病気休暇等を取っている方です。そういう方々を除くと、ほとんど出られないという方は、その時点の調

査では9名の回答でした。

平岩委員 その9名の方は年次有給休暇を使ったりしながら、どうかしていくという形になるのでしょうか。

後藤人事課長 時差通勤とか在宅勤務、その時点では子の看護休暇、今は特別休暇が使えるようになりましたが、そのどれかを利用する予定で、希望はありますかという調査もあわせてしています。その9名の方については、詳細までは把握していませんけれども、それらを含めて対応していると思います。

平岩委員 世間ではコロナ疎開という言葉まで出てきてしまうぐらい、子育てのために苦勞されている方がいると思います。最前線で活躍する人たちが、十分仕事ができるように、これからも支援をしっかりとさせていただきたいと思います。お願いします。

尾島委員 今回のコロナの件で、ちょっと厄介なのが無症状感染者の存在だと思うんですよ。資料2で感染者の発生に対する対応がありますが、例えば感染拡大の防止で、①に発熱や呼吸器症状等が現れた場合にはとか、その下に、発熱や呼吸症状などが出た場合には、と書いています。これは症状が発生したときに初めて相談しなさいよとしているんですけど、濃厚接触者等については、聞き取りだけではこの症状の出していない感染者の存在を把握できないと思います。その辺を本部としてどう考えているのか、基本的な方針があれば聞かせてください。

和田総務部長 濃厚接触者に対しては、その前に書いていますけど、基本的にはできれば14日間の自宅待機を要請するとか、保健所による健康観察ということで、やっぱり感染リスクはあります。その点については、かなり自粛をしてもらいたいということが、まず前提としてあります。

尾島委員 それでもウイルスを保有しながら症状が出ないケースがあるわけでしょう。そこはどうなのかなと思ひましてね。今問題になっているのは、若い人が無症状で出歩いて、クラスター、集団感染みたいなのが発生していますから、そういった意味では、ここに非常に気を遣

わないといけないと思うんですけど、いかがでしょうか。

和田総務部長 その点については、PCR検査をして陰性、陽性を確認することが、安心、安全につながると思います。その件についても福祉保健部にしっかり伝えていきたいと思います。

尾島委員 もう一点、今に関連して、施設の公表の問題です。ジムの場合は利用者が特定できるということで公表しなかったみたいですが、利用者が特定できたら、その人たちを全員調査するわけでしょう。ところが、タイムラグができると思うんですよね。一人一人を調査する前に、その人たちは情報を知りませんから、出歩く可能性がありますよね。こういったケースで店名といった情報を公開するのもしないのかという判断基準は当然お持ちなんだろうけど、いち早く接触した人を捕捉するようなシステムを作っておかないと、タイムラグの間にどんどん出歩いてしまうというケースが出てくると思うんですけど、その辺の防止対策はどうなんだろうかと。

和田総務部長 まず店名の公表については、全国的にも大きな問題になっています。実は県ごとに公表する県としない県があって、各都道府県の側からは、やっぱり国がこれに対して統一的なもの、どうすべきかという指針をまず示すべきじゃないかという申入れが出ています。大分県としては、やはりどこの店か知らせることが今後の感染防止につながるの、基本的には出していますけれども、たまたま今回はスポーツジムの対象者がすごく限定的で特定されたので、昨日のような取扱いになったものです。

いずれにしても、今後、保健所で濃厚接触者について追跡調査を行っていくんですけども、今は小規模の感染なので、多少タイムラグがあるかもしれませんが追跡できます。けれども、今後広がっていった場合に、確かに全てを追跡調査することは現実的に可能なのかという議論もされています。その場合、どう対応していくのか、これも政府も含めてその辺りの方針を確認していきたいと考えています。

尾島委員 考えてください。

麻生委員 今、スポーツジムの話が出たけれども、利用者には、全員に連絡が行っているのか、行っていないのか。もう連絡が行っていれば不安視することはないわけで、その事実確認だけ。

和田総務部長 福祉保健部に確認してみないと現時点では分かりません。いずれにしても全員に連絡が行くように努めているという状況だと思います。

麻生委員 要は問題はそこなんです。公表はしていないけれども、連絡が行ったのか、行かないのか、あるいはいつまでに行くのか。そういったことを明確に伝えられるように。そこが問題なんです。そのために対策本部会議を何回もやっているのに、いまだにそこが明確になってないと、何のための対策会議をやっているのかという話になるから、そこは厳しく指摘しておきます。

今吉委員 簡単な質問ですけど、PCR検査を受けないと陰性、陽性が分からないと。このPCR検査ができる場所は、県内に何か所ぐらいあるんですか。

和田総務部長 県内で言うと、PCR検査を行う場所は衛生環境研究センターです。

今吉委員 1か所だけ。

和田総務部長 1か所だけです。

今吉委員 じゃあ、そこに行かないといけない。

和田総務部長 そこに直接、患者の方が行くわけではなくて、医療機関に相談して、その後、保健所に相談して、その結果、検体を取ってそこに持っていく。直接、患者が衛環研に行くというものではないです。

今吉委員 その1か所に最後は行かないと分からないということになるんですか。

和田総務部長 本県においては、今検査できる場所がその1か所だけということです。これについては、県ごとに融通するとか、そういったことも含めて考えるということが、この前の総理の会見ではあったと承知しています。

衛藤副委員長 1点、さきほどの部長のお答えで気になったんですけども、施設名の公表です。さっき知事が相手に断りを入れている入れ

ていないという話があったんですけど、これは断りを入れずに発表しているんですか。その辺の配慮というのは非常に大事になってくると思うんです。恐らく名前が出た時点で、マスコミが大挙してその施設に押しかけることになると思います。やっぱり発表される側に伝えるというのは、私は最低限の配慮だと思いますし、それをせずにやるべきではないし、その次の段階として、さきほど申し上げたように間違いなく風評被害があつて、施設の経営が立ち行かなくなるんで、昨年同月分の収入を補填するとか、そういったパッケージの議論になってくると思うんです。公表にあわせて、その辺について事前にどういうことになっていたんでしょうか。

和田総務部長 その時点で詳細までなかなかお伝えできないので、例えばスポーツ施設なら、そのスポーツ施設の利用者の方から出ましたという事実をまず伝えるという段階では、その人についてマスコミに言うということ、まず断らないと発表できないので、そこまで恐らく連絡をしていたのではないかと思います。その後の補償まではその時点では正直及んでなかったのではないかと考えています。

衛藤副委員長 多分病院にもかかっているんですね。今朝のニュースで確認できていないんですけど、昨日の時点で病院名を公表してなくて、これから病院名を公表するとしたら、多分その病院はかなりの経済的な打撃を受けることになると思うんです。それは今後どうなっていくそうなんでしょうか。

和田総務部長 福祉保健部からはその病院名については今のところ答えないと聞いています。

木付委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

木付委員長 ほかにないようですので、これで総務部関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

〔総務部退室、企画振興部入室〕

木付委員長 これより、企画振興部関係の審査に入ります。

まず第46号議案令和元年度大分県一般会計補正予算（第4号）のうち、企画振興部関係部分について、執行部の説明を求めます。

中島企画振興部長 それでは、第46号議案令和元年度大分県一般会計補正予算（第4号）のうち、企画振興部関係について御説明します。

総務企画委員会資料の1ページをお開きください。

左から3列目、補正額（B）の一番下の合計欄にあるとおり、今回9億5,030万9千円の減額をお願いするものです。

左から2列目、一番下の既決予算額（A）の83億4,007万2千円と合わせると、一番右下にある補正後予算額（A）＋（B）は73億8,976万3千円となります。

次に、主な事業について御説明します。令和元年度補正予算に関する説明書の119ページをお開きください。

下から二つ目の移住者居住支援事業費4,765万円の減額です。これは本県への移住を促進するため、今年度新たに設けた県内中小企業への就職者や地域課題解決型の起業者への上乗せ補助制度等において、補助金額が当初の見込みを下回ったため減額するものです。

次に、121ページをお開きください。上から二つ目のラグビーワールドカップ開催事業費4億4,104万7千円の減額です。これは会場整備費等において入札残が発生したこと等により減額するものです。

次に、124ページをお開きください。下から四つ目の地方バス路線維持対策費4,022万3千円の増額です。これは民間バス会社の補助対象系統における燃料費等の経常費用の増加に伴い、路線維持費補助のための経費を増額するものです。

次に、272ページをお開きください。上から三つ目の公立大学法人県立芸術文化短期大学整備事業費1億6,405万1千円の減額です。これは今年度予定していた外構整備工事を一部を来年度に変更することで、歩行者の動線確保や工事車両の進入路の確保等の面から、来年度の工事をより安全に、より効率的に実施できる

ことが分かったため、工事費の一部を減額するものです。なお、この変更による本事業全体の進捗への影響はありません。

次に、お手元の議案書の14ページをお開きください。繰越明許費について説明します。

今回、企画振興部から繰越明許費補正をお願いするのは2事業で、合計6,391万6千円となっています。

左から3列目、事業名の一番上の地域活力づくり総合補助金5千万円ですが、これは補助対象事業のうち、竹田市における天空の展望公園の舞台施設等建設工事の入札が不調となったことに伴い、事業の着手が遅延し、年度内の事業完了が困難となったことによるものです。

次に、下から2番目の鉄道駅バリアフリー化推進事業費1,391万6千円ですが、これは大在駅の整備において、五輪需要等の影響により年度内の部品調達が困難となったことによるものです。

木付委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

木付委員長 別に御質疑もないので、これで質疑を終わります。

それでは、本案のうち本委員会関係部分について、さきほど審査した会計管理局、議会事務局、人事委員会事務局、監査事務局、総務部及び企画振興部関係を含め、一括して採決します。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

木付委員長 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で付託案件の審査を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

衛藤副委員長 大分空港への海上アクセスの件で、昨日プレスリリースがあったと思うんですが。

中島企画振興部長 その件ですが、昨日、新型

コロナ対応の関係で、定期会見が今日の2時20分からになります。

衛藤副委員長 分かりました。総論として伺います。仮に海上アクセスをやるとしたら、入札になる可能性が出てくると思うんですけども、今回、検討委員会のメンバーの中に事業者の方も入っているじゃないですか。この会社の取扱いはどうなるんですか。計画を作る側と入札者というのは、基本的には切り離すというのが入札の公平性の担保だと思んですけども、この点は入札においてどうなるんですか。

遠藤交通政策課長 この1年間、いろいろ調査をしています。その中に運航事業者の方はいません。なので、運航事業者の方は今回調査からは排除した形で、収支の見込みとか事業予測等をしているので、そこはしっかりと分けています。仮に来年度以降やることになれば、プロポーザルという形で事業者の企画提案を受けようと思います。これについては基本的には広く、一定の要件は付けますが、事業者としてかぶるようなことにはならないと思っています。

衛藤副委員長 ある県に視察に行って、ある事業者の方と話をしたときに、かなり検討の段階に入っているという話を伺ったんですが。

遠藤交通政策課長 関連する事業グループみたいな部分はもしかしたらあるのかもしれませんが。我々が委託契約をしているところについては、運航事業者たり得るところはないので、制度上、何も問題がないと思っています。

衛藤副委員長 また聞きます。

麻生委員 コロナウイルス対策で、企画振興部から全く報告がないというのも、ちょっとびっくりしたんですけど。スポーツや芸術事業、コンサートやライブの中止等々いろいろある中で、例えば所管として芸短とか看護大とかあるじゃないですか。昨日確認された方の勤務先の関係で、恐らくそういったところでのアルバイト禁止とは言っているものの、現実問題として、学生がアルバイトをしているとか。相談あるいは報告するにも大変苦勞されるんじゃないかなと思うんで、そういった部分についてはしっかりとフォローを。そういった方々がいるのかどう

かの確認と、多分、大学には報告できないだろうと思うので、相談しやすい窓口をしっかりと作っていく必要があるんじゃないかな。

それ以外でも、福岡や熊本の方が感染したのは、福岡のマリンメッセでのWANIMAのコンサート、恐らく大分からも若い人たちが数千人行っているんじゃないかと言われているんですよ。当然、注意喚起であるとか、もしかしたらそこに行った従業員がいて、それが原因かもしれないとか。これは想定ですけども、そういったことも考えられなくはないわけですから、その対策も含めてしっかりとやっていただきたい。

昨日の感染患者の方は、病院に行くのにタクシーを使っている。交通事業者の方々も大変不安な部分もあろうかと思うんで、そういった情報共有とか交通事業者との連携、こういった部分をしっかりと引き続きやっていただきますようお願いします。

木付委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

木付委員長 ほかにないようですので、これで企画振興部関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

〔企画振興部退室〕

木付委員長 それでは内部協議に入ります。

今月23日の委員会終了後、退職者の送別会も兼ねて1年間の慰労会を予定していましたが、こういう状況ですので、中止ということでもよろしいでしょうか。

〔「結構です」と言う者あり〕

木付委員長 この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

木付委員長 別にないようですので、これをもちまして本日の委員会を終わります。

お疲れさまでした。